

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

訪問購入業者による突然の訪問買取相談が増えています！



「消費者庁イラスト集より」



事前予約を取らないで、突然訪問し不用品の買取りを行う…

このような訪問購入業者の行為は **違法行為** です！

相談事例

突然業者が訪ねてきて「不用品があればなんでも買い取ります」と言ってきた。

しつこく勧誘を受けたので、古い着物と帯を買い取ってもらうことにした。

玄関に上げた途端「着物や帯はお金にならないから買い取れない。不用な貴金属はないか。貴金属なら買い取る」と居座られてしまった。

なかなか帰ろうとしないため、仕方なくネックレス2点を買取ってもらうことにした。

本当は売りがたくなかった。今からでも売ったネックレスを返してもらいたい。

ひとつアドバイス

原則として業者による訪問形式の営業活動は合法行為として自由に行うことができます。しかし訪問購入に関してはこのような行為は例外として法律で禁止されています。今回の相談事例のような違法行為業者は、行政指導・行政処分の対象となる場合があります。

今回事例の対応策として、買い取ってもらった日から8日以内でしたらクーリング・オフ（無条件契約解除）ができますので、お早めにご相談ください。

※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。
早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

または

消費者ホットライン

局番なし

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます